

青果物集出荷予冷施設等電気料金緊急補填事業 Q&A（JA担当者用）

R8.1.8 時点

	質問	回答
1	青果物集出荷予冷施設の定義はどうか？	農業者からの青果物の荷受け、出荷先ごとの仕分け、選果・選別、予冷や貯蔵などを行う予冷設備を備えた施設を指します。
2	補助対象経費の青果物集出荷予冷施設等の「等」とは何か？	事務室や選果ラインなど、予冷施設と一体的に整備されており、予冷施設の運営に必要な設備を指します。
3	予冷設備のない青果物集出荷施設は補助対象か？	本事業は消費電力量の大きい予冷設備の電気料金の補助を目的としているため、予冷設備のない青果物集出荷施設は補助対象外となります。
4	米倉庫は対象になるか？	本事業は青果物集出荷予冷施設等の運営に係る電気料金を補助対象経費としているため、米倉庫は補助対象外となります。
5	各月の請求書は前回検針日から今回検針日までの金額となる。毎月1日～31日の数値ではないが問題ないか？	問題ありません。各月の電気料金利用分として請求された金額（税抜）を別紙1-2に記載して下さい。 (例：5月15日～6月14日の使用期間を6月分の電気料金として請求されている場合は別紙1-2の6月の欄に記載して下さい。)
6	添付書類に『施設の図面（施設の構造及び概要がわかるもの）』がありますが、設計図が見当たらない場合は、施設の構造が分かる写真等で代用可能か。	代用可能です。ただし、按分方法で面積按分を行う場合、補助対象設備と補助対象外設備の面積がわかる根拠資料の提出が必要となります。 (Q&A 9 に関連)
7	面積按分する際の根拠データとして図面がない場合はどうすればよいか。	電気を利用している設備（青果物予冷施設や米倉庫、事務室等）の面積を計測していただき、お示しいただくことで図面の代用とします。
8	添付資料の「施設毎の出荷実績が分かる書類（対象期間のうちいづれか1か月分の出荷伝票等）」について、1か月分の全ての出荷伝票を添付する必要があるのか。	いづれか1か月分の出荷一覧表があれば一覧表を提出してください。一覧表がない場合は、いづれか1日分の出荷伝票を提出してください。 その他の月に施設の利用実績があったかは、履行調査で確認いたします。
9	按分方法について、農協内で既に定めていいる按分率がある場合、その按分率を適用してよいか。	農協で按分率を定める際の根拠となっている数値を示すことができ、それが適切であると県が確認できた場合は問題ありません。まずは県に御相談ください。
10	農協所有の予冷施設を生産者に貸し出している場合は補助対象設備となるか（電気料金は貸出先の生産者が支払っている）。	本事業の補助対象者は農協等であるため、電気料金の支払いを生産者が行っている場合、農協所有の施設であっても補助対象外となります。
11	面積按分する場合、電気使用量は少ないと面積が大きい米倉庫と、電気使用量が大きく面積が小さい青果物予冷庫では、実際にかかっている電気料金と差が出るが、補正值のようなものはないか。	現状、補正值のようなものは考えておりません。 面積比率で青果物予冷施設が小さくなり、支払い負担の実態とかけ離れてしまう場合には、ほかの按分方法も御検討ください。
12	面積按分する場合は建築面積と延床面積のどちらを使用するか。	延床面積を使用してください。

13	集出荷施設に荷捌き用の屋根がある場合は施設面積（補助対象面積）に含まれるか。	荷捌き用の屋根に電灯等が設置されており、電力を使用する場合は面積に含めます。電灯等が設置されておらず、電力を使用しない場合には面積に含めません。 同様に補助対象外施設においても、電力を使用しない施設や既に使用していない施設などは面積按分の計算には含めません。
14	集出荷業務の他に資材の取り扱いも行っている事務室があるが、補助対象となるか。	集出荷業務を行っており、集出荷予冷設備の運営に必要な設備である場合は、補助対象となります。 資材販売のみを行っている等、集出荷予冷施設の運営に必要な設備と判断できない事務室は補助対象外となります。
15	別紙1-1について、按分が必要ない場合は按分の方法にどう記載したらよいか。	按分の必要がない施設の場合、「按分の方法」には『按分なし』と記載いただき、「按分の根拠となる数値」には『100』と記載してください。
16	別紙1-1の設備の使用期間について、米倉庫は冬期間、保冷設備を稼働しておらず、見回りや出荷時等に短時間電灯を使用するだけであるが、使用期間を○にする必要があるか。	米倉庫の使用については、保冷設備を稼働せず、見回りや出荷時に短時間電灯を使用する程度であれば、使用していない期間として×にしていただいて構いません。ただし、保冷設備を稼働している期間については、使用期間を○にしてください。
17	令和7年度の電気料金が令和3年度を下回る月もあるが、補助対象経費の考え方はどうか。	電気料金が下回る月も含めて年間の差額を算出し補助対象経費としてください。また、令和7年度の年間の電気料金が令和3年度を下回る予冷施設がある場合にも、各予冷施設の差額を合計して農協が所有する青果物集出荷予冷施設全体での差額が補助対象経費となります。よって、電気料金が減少した青果物集出荷予冷施設についても、別紙1-1、1-2に記載いただきますようお願いします。 例：施設Aは電気料金高騰により年間60万円電気料金が増加したが、施設Bは夏場の出荷量が減少して予冷庫の使用日数が減ったため年間20万円電気料金が減少した場合 ⇒60万円（施設A）－20万円（施設B）＝40万円が補助対象経費となります。
18	令和4年度に施設を新設したため、令和3年度の電気料金が0円だった場合でも、令和7年度と令和3年度の電気料金の差額が補助対象経費となるか。	個別に御相談ください。